

高山振興意見聴取会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体や個人が、それぞれの有する資源や知見等を活かし、高山町の地域資源等を活用した高山振興に資する催事を開催するに当たり、市が行う支援事業について、外部の視点からの意見又は助言を求めため、高山振興意見聴取会（以下「意見聴取会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 意見聴取会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 生駒市高山町の振興に関する事
- (2) 生駒市高山振興事業補助金の交付事業に関する事
- (3) その他、市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、意見聴取会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 観光振興に携わる団体の代表者等
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して意見聴取会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 意見聴取会の参加者は、その互選により意見聴取会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときには、意見聴取会に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(開催時期)

第5条 意見聴取会の開催期間は、3年間を目途とする。

(庶務)

第6条 意見聴取会の庶務は、商工観光課観光振興室において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、意見聴取会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月12日から施行する。